

認定医の皆様

認定医の資格更新について

日本歯科麻酔学会認定医制度規則第7条により、認定医は5年ごとに資格の更新を行うことが義務付けられております。

更新時期が近づきました先生には、認定医審査委員会より更新のご案内を差し上げます。案内が届きましたら、更新審査料 10,000 円を指定の銀行口座にお振込みいただき、更新書類をご提出下さい。更新申請書類は、学会ホームページからダウンロード可能です。インターネット環境がご利用になれない方は更新台帳をお送りさせていただきますので、事務局までご連絡下さい。

なお、更新にあたっては、認定医制度規則ならびに施行細則をよくお読みいただきました上で、お手続きいただきますようお願い申し上げます。

更新に必要な単位は 30 単位となります。30 単位以上記入していただく必要はございません。

一般社団法人 日本歯科麻酔学会
認定医審査委員会

認定医審査更新書類の記入要綱

一般社団法人 日本歯科麻酔学会
認定医審査委員会

申請書類は、学会ホームページに掲載の「各種認定制度に関わる申し合わせ事項」をよくお読みの上、ご記入下さい。申請書類が不足する場合には、コピーしてお使い下さい。申請書類は必ず所定の様式を使用して下さい。各種様式を改変して提出することは認められませんのでお気を付け下さい。

なお、全ての書式において、年号は西暦に統一して下さい。

*ここでいう改変とは、各種様式の記載内容の変更だけでなく、両面・集約印刷、縮小コピーも含まれます。

1. 台帳のお名前、生年月日は正確にご記入下さい。(台帳表紙)学会ホームページからダウンロードされた方は必ずしも提出していただく必要はございません。

2. 日本歯科麻酔学会認定医更新認定申請書(様式8)

本学会認定医登録番号、登録期限、氏名、生年月日、自宅住所ならびに勤務先名、勤務先住所を忘れないように記入して下さい。(こちらの記載をもとに認定証を作成いたします。年号は和暦でご記入下さい。)

3. 履歴書(様式2)

学歴は大学卒業以降について記入、職歴は更新申請時現在までブランクのないように記入して下さい。なお、学歴および職歴の年月日のうち、日付は明確なもののみ記入し、必ずしも全てに記入する必要はございません。

4. 学会年会費納入証明書(様式9)

認定医資格を更新するためには、最近5年間の学会年会費を納めている必要があります。証明印は、会費納入状況を確認後、学会事務局で押印しますので、更新される年度までの会費を納められたことを確認のうえ、現住所、氏名、生年月日を記入し、他の書類と一緒に送り下さい。

5. 日本歯科麻酔学会認定医制度施行細則第10条に規定する証明書(様式10)

認定医資格を更新するためには、最近5年間の学術集会出席単位、学術論文発表単位等の業績合計が30単位以上でなければなりません。取得できる単位数は、種別によって異なりますので、日本歯科麻酔学会認定医制度施行細則にある別表をご参照下さい。

また、研修単位30単位のうち、リフレッシャーコース(旧認定講習会を含む)の出席による単位修得が必ず8単位以上必要となりますので、ご注意下さい。

※業績は、更新期限から遡って5年間のものが有効となります。5年以上前のものは認められません。

※記入欄が不足する場合は、各様式を複写してご利用下さい。

a. 日本歯科麻酔学会総会・学術集会出席記録(様式10-1)

総会・学術集会へ出席した場合に使用。

出席証明書の写しもしくは会員情報管理システム OHASYS の出席単位管理システムのページをプリントアウトして添付して下さい。学術集会の開催回数、開催地、開催年月日、単位数を記入して下さい。

b. リフレッシャーコース出席記録（様式 10-2）

リフレッシャーコースおよび旧認定講習会を受講した場合に使用して下さい。

出席証明書の写しもしくは会員情報管理システム OHASYS の出席単位管理システムのページをプリントアウトして添付して下さい。

区分（夏季もしくは秋季）と開催回数、講演タイトル、開催年月、単位数をご記入下さい。

1 講演 1 時間以上のものが認定され、リフレッシャーコースと旧認定講習会の合計受講単位は、8 単位以上取得する必要があります。

c. 学会認定関連団体出席記録（様式 10-3）

学会関連認定団体（旧地方会）へ出席した場合に使用して下さい。

出席証明書の写しもしくは会員情報管理システム OHASYS の出席単位管理システムのページをプリントアウトして添付して下さい。

開催回数と開催地区（北海道、東北、関東、中部、関西、中国・四国、九州）、開催年月日、単位数をご記入下さい。

d. 関連学会出席記録（様式 10-4）

国際関連学会、医科麻酔関連団体、歯科関連団体へ出席した場合に使用して下さい。

関連学会として認められている団体の大会名称と開催地、開催年月日、単位数をご記入下さい。記入欄が不足する場合は、本様式を複写してご利用下さい。出席を証明できるもの（参加証、出席証明書等の複写）を裏面に糊付けして下さい。

e. 日本歯科麻酔学会総会・学術集会発表記録（様式 10-5）

総会・学術集会で発表した場合に使用して下さい。

発表種別、演者全員の氏名、演題名、開催年月日、開催地、単位数をご記入の上、抄録の複写を合わせてご提出下さい。記入欄が不足する場合は、本様式を複写してご利用下さい。

f. 学会認定関連団体発表記録（様式 10-6）

学会関連認定団体（旧地方会）で発表した場合に使用して下さい。

発表種別、演者全員の氏名、演題名、開催年月日と開催地区（北海道、東北、関東、中部、関西、中国・四国、九州）、単位数をご記入の上、発表を証明できるもの（抄録の複写等）を裏面に糊付けして下さい。記入欄が不足する場合は、本様式を複写してご利用下さい。

g. 関連学会発表記録（様式 10-7）

国際関連学会、医科麻酔関連団体、歯科関連団体で発表した場合に使用して下さい。

関連学会として認められている団体の大会名称、演者全員の氏名、演題名、開催年月日、開催地、単位数をご記入の上、発表を証明できるもの（抄録の複写等）を裏面に糊付けして下さい。

歯科系関連学会の学術大会への出席単位については、歯科麻酔に関連する内容の演題発表を行っている場合に限り認められます。記入欄が不足する場合は、本様式を複写してご利用下さい。

h. リフレッシャーコース・バイタルサインセミナー講演記録（様式 10-8）

リフレッシャーコース・バイタルサインセミナーで講演を行った場合に使用して下さい。

リフレッシャーコース・バイタルサインセミナー講演種別、講演タイトルと開催年月日、開催地、単位数をご記入の上、講演の抄録の複写を裏面に糊付けして下さい。

i. 日本歯科麻酔学会雑誌での発表記録（様式 10-9）

日本歯科麻酔学会雑誌へ論文発表した場合に使用して下さい。

論文種別、論文名、全員の著者名（申請者名に下線を引く）、巻・号、頁～頁、掲載年月、単位数を記入して下さい。論文は申請の時点で既に発行されたものに限ります。

記入欄が不足する場合は、本様式を複写して利用して下さい。

j. Anesthesia Progress での発表記録（様式 10-10）

Anesthesia Progress に発表したもののみを記入して下さい（共著も可）。

論文は申請の時点で既に発行されている雑誌に掲載されたものの他、掲載予定（in press）の論文についても業績として認めます。ただし、掲載予定の場合は、必ず掲載を証明する書類および当該論文データを印刷したものを添付して下さい。投稿中のみの論文は認められません。

論文種別、論文名、全員の著者名（申請者名に下線を引く）、巻・号・頁～頁、掲載年月、単位数をご記入下さい。

k. 日本歯科麻酔学会雑誌・Anesthesia Progress 以外の学術誌への発表記録（様式 10-11）

日本歯科麻酔学会雑誌・Anesthesia Progress 以外の学術誌へ論文発表した場合に使用。

論文種別、掲載雑誌名、論文名、全員の著者名（申請者名に下線を引く）、巻・号・、頁～頁、掲載年月ご記入の上、別刷（コピー可）をお送り下さい。

論文は申請の時点で既に発行されている雑誌に掲載されたものに限りです。

関連学術誌への発表単位については、歯科麻酔に関連する内容である場合に限り認められます。

l. 麻酔関連著書の発表記録（様式 10-12）

麻酔関連著書を執筆した場合に使用。

著書名、全員の著者名（申請者名に下線を引く）、巻・号・、頁～頁、出版社名、発行年月をご記入の上、著書の表紙と執筆のタイトルの掲載されたページ別刷（コピー可）をお送り下さい。著書は申請の時点で既に発行されたものに限りです。

m. 救急蘇生講習会記録（様式 10-13）

救急蘇生講習会へ出席した場合に使用して下さい。

救急蘇生講習会のコース名称と開催期日、受講と指導の区分、単位数をご記入下さい。AHA 認定の救急蘇生講習会が単位として認定されます。

*受講の場合は、受講修了証の複写（AHA-BLS プロバイダーカード、AHA-ACLS プロバイダーカード）を裏面に糊付けして下さい。

*指導の場合は、指導資格の証明の複写（AHA-BLS インストラクターカード、AHA-ACLS インストラクターカード）を裏面に糊付けして下さい。

6. 認定医更新審査料（払込控貼付用紙：様式 11）

認定医更新審査料（¥10,000-）は、指定の銀行口座にお振込みいただき、その払込証明書の写しを貼付してご提出下さい。原本は控えとして保管して下さい。

*更新書類の送付時には、台帳もしくはプリントアウトした更新書類は折り曲げて構いません。

以上